

条約及び各国等の法令に規定する保護期間

| | 日本 | アメリカ | カナダ | イギリス | フランス | ドイツ | イタリア | ロシア |
|--------|--|--|--|--|--|---|--|---|
| 著作者の権利 | 著作者の死後 50 年まで存続 (51 条 2 項) | 著作者の死後 70 年まで存続 (302 条(a)) (303 条(a)) | 原則、著作者の死後 50 年まで存続 (6 条) | 著作者の死後 70 年まで存続 (12 条(2)) | 著作者の死後 70 年まで存続 (123 の 1 条) | 著作者の死後 70 年まで存続 (64 条) | 著作者の死後 70 年まで存続 (25 条) | 著作者の死後 50 年まで存続 (27 条) |
| 映画 | 創作後 50 年まで存続 (この期間内に公表されるときは公表後 50 年まで存続) (54 条 1 項) | 原則著作者の死後 70 年まで存続するが、「職務著作物」に該当する場合※ 1 は、「法人著作」と同様の保護期間。 | 作成後 50 年まで存続 (この期間内に発行されるときは発行後 50 年まで存続) (11.1 条) | 主たる監督、脚本の著作者、対話の著作者、この著作物のために特別に作成された楽曲の著作者のうち最終に死亡した著作者の死後 70 年まで存続 (前) 4 カテゴリーに属する人がいないときは作成後 50 年 (13 条 B(2)) | 主たる監督、脚本の著作者、対話の著作者、この著作物のために特別に作成された楽曲の著作者のうち最終に死亡した著作者の死後 70 年まで存続 (123 の 3 条) | 主たる監督、脚本の著作者、対話の著作者、この著作物のために特別に作成された楽曲の著作者のうち最終に死亡した著作者の死後 70 年まで存続 (65 条) | 美術監督、脚本の著作者、主題の著作者、この著作物のために特別に作成された楽曲の著作者のうち最終に死亡した著作者の死後 70 年まで存続 (32 条) | |
| 法人著作 | 創作後 50 年まで存続 (この期間内に公表されるときは公表後 50 年まで存続) (53 条 1 項) | 著作物の最初の発行から 95 年と、創作後 120 年のいずれか先に満了する期間まで存続 (302 条(c)) | | | 「集合著作物」については、発行後 70 年まで存続 (創作後 70 年以内に発行された場合に限る) (123 の 3 条第 2 項) | | | |
| 著作隣接権 | 実演家 | | 実演後 50 年まで存続 (この期間内にレコードに固定されるときは固定後 50 年まで存続) (23 条(a)) | 実演後 50 年まで存続 (この期間内に録音されるときは録音物の公表後 50 年まで存続) (191 条(2)) | 実演後 50 年まで存続※ 4 (211 の 4 条) | 実演の録音物又は録音物の発行又は最初の適法な公衆への伝達のどちらか早い方から 50 年まで存続※ 3 (82 条) | 実演後 50 年まで存続※ 5 (85 条) | 実演後 50 年まで存続 (43.1 条) |
| | レコード製作者 | | 音の最初の固定後 50 年まで存続 (23 条(b)) | 作成後 50 年まで存続 (この期間内に公表されるときは公表後 50 年まで存続) (13A 条(2)) | 音の最初の固定後 50 年まで存続※ 4 (211 の 4 条) | 録音物の発行又は最初の適法な公衆への伝達のどちらか早い方から 50 年まで存続※ 4 (85 条(2)) | 音の最初の固定後 50 年まで存続※ 6 (75 条) | 最初の収録後 50 年まで存続 (この期間内に発行されるときは発行後 50 年まで存続) (43.2 条) |
| | 放送事業者 | | 放送後 50 年まで存続 (23 条(c)) | E.E.A (European Economic Area) 諸国への最初の伝達後 50 年 (14 条(2)) | 番組の最初の公衆への伝達後 50 年まで存続 (211 の 4 条) | 放送後 50 年まで存続 (87 条(2)) | 放送後 50 年まで存続 (79 条(5)) | 放送後 50 年まで存続 (43.3,4 条) |

- ※1 「映画その他の視聴覚著作物の一部分…として使用するために、特に注文または委託を受けた著作物であって、当事者が署名した文書によって職務著作物として扱うことに明示的に同意したもの」である場合
- ※2 「集合著作物」とは、「自然人又は法人の発意に基づいて創作される著作物であって、その指示及び名の下に出版され、発行され、及び公表され、かつ、その作成に参加する各著作者の個々の寄与が、実現される全体に対する別個の権利を欠く著作者に付与することができることなく、寄与の構想の目的である全体の中に融合しているもの」を指し、その著作権は、反証がない限り、「その名の下に公表される自然人又は法人」に付与される。
- ※3 実演後50年以内に発行又は適法な公衆への伝達が行われない場合は実演後50年まで存続
- ※4 製作後50年以内に発行又は適法な公衆への伝達が行われない場合は製作後50年まで存続
- ※5 実演の固定物がこの期間内に発行され又は公衆への伝達が行われるときには、最初の発行又は最初の公の伝達のいずれか早い日から50年まで存続
- ※6 レコード等がこの期間内に発行され又は公衆への伝達が行われるときには、最初の発行又は最初の公の伝達のいずれか早い日から50年まで存続